

オープン&カスタム MIYAKO CAR倶楽部 カーレンタル 貸渡約款

個人情報の取扱いについて

- 借受人（貸渡契約の申込をしようとする者を含む）及び運転者（以下各々「借受人」「運転者」という）は、当社が下記の目的で借受人及び運転者の個人情報を利用することに同意するものとする。
 - 貸渡証作成等、レンタルに関する基本通達（自旅第138号 平成7年6月13日、以下「基本通達」という）に基づくレンタル事業者の業務を履行するため。
 - 借受人又は運転者の本人確認及び審査を行うため。
 - 自動車、保険、その他当社において取り扱う商品、サービス等又は各種イベント・キャンペーン等の開催において、宣伝印刷物の送付、Eメールの送付等の方法により、借受人又は運転者にご案内するため。
 - 商品開発等又はお客様満足度向上策等検討のため、借受人又は運転者アンケート調査を実施するため。
- 個人情報等を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
- 当社は、個人情報の取扱いについて、ホームページ等により公表します。URL <https://miyako-car-club.com>

第1章 総則

第1条（約款の適用）

- 当社はこの約款（以下「約款」という）及び細則の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタルカー」という）を借受人に貸渡するものとし、借受人はこれを借受けるものとする。なお、約款及び細則に定めない事項については、法令又は一般の慣習によるものとする。
- 当社は、約款及び細則の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約がこの約款及び細則に優先するものとする。
- 借受人は、貸渡契約の締結にあり、借受人と異なる運転者を指定する場合、約款及び細則中の運転者の義務と定められた事項をその運転者に周知し、遵守させるものとする。

第2章 予約

第2条（予約の申込）

- 借受人は、レンタルカーを借受けるにあたって、当社指定の料金表等に同意の上、当社所定の方法により、予め車種クラス、使用目的、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」という）を明示して予約の申込を行うことができます。
- 当社は、借受人から予約の申込があったときは、原則として、当社の保有するレンタルカーや当社の認める借受条件の範囲内で予約に応ずるものとする。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、当社所定の予約申込金を支払うものとする。

第3条（予約の変更）

- 借受人は、借受条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならないものとする。

第4条（予約の取消等）

- 借受人及び当社は、第2条第1項の借受開始日時までにレンタルカーの貸渡契約を締結するものとする。
- 借受人及び当社は、当社所定の方法により、予約を取消することができる。なお、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタルカー貸渡契約（以下「貸渡契約」という）が締結されなかったときは、事情の如何を問わず、予約が取消されたものとする。
- 借受人の都合により予約が取消されたときは、借受人は、別に定めるところにより当社所定の予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社はこの予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済みの予約申込金を借受人に返還するものとする。
- 当社の都合により予約が取消されたときは、当社は受領済みの予約申込金を借受人に返還するものとする。
- 前2項以外の事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取消されたものとする。この場合、当社は受領済みの予約申込金を借受人に返還するものとする。
- 借受人及び当社は、予約が取消されたこと及び貸渡契約が締結されなかったことについて、本条及び次条に定める場合を除き、相互に何らかの請求をしないものとする。

第5条（代替レンタルカー）

- 当社は、借受人から予約のあった車種クラス、付属品、禁煙車・喫煙車の別、トランスミッションの仕様等の条件（以下「条件」という）に該当するレンタルカーの貸渡ができないときは、直ちにその旨を借受人に通知するものとする。
- 当社は、前項の場合で、予約のあった条件以外のレンタルカーを貸渡することが可能な時は、前条第4項及び第5項にかかわらず、借受人に予約と異なるレンタルカー（以下「代替レンタルカー」という）の貸渡を申込むことができるものとする。
- 借受人が前項の申込を承諾したときは、当社は予約時の借受条件のうち、満たさなかった条件以外は予約時と同一の借受条件で代替レンタルカーを貸渡するものとする。この場合、借受人は、代替レンタルカーの賃料料金と予約のあった条件のレンタルカーの賃料料金のうち、いずれか低いほうの料金を支払うものとする。
- 借受人が第2項の申込を拒絶した場合、予約は取消されたものとし、予約申込金等の取扱いについては、前条第5項を適用するものとする。

第6条（予約業務の代行）

- 借受人は、当社に代わって予約業務を取扱うレンタルカー予約サイト、旅行代理店・提携会社等（以下「代行業者」という）において予約の申込をすることができる。
- 前項の申込を行ったときは、借受人は予約の変更又は取り消しをその申込を行った代行業者に対してするものとする。

第3章 貸渡

第7条（貸渡契約の締結）

- 借受人は、借受条件を、当社は約款・料金表等により貸渡条件を、それぞれ明示して、貸渡契約を締結するものとする。
- 当社は、貸渡簿（貸渡源泉）及び第13条に規定する貸渡証に運転者の氏名・住所・運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載し又はその写しを添付するものとし、貸渡契約の締結にあり、借受人に対し、借受人の指定する運転者の運転免許証の提示を求め、当社が必要と認めた場合はその写しを提出するものとし、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとし、借受人又は運転者が異なるときはその運転者の運転免許証を提示させ、当社が求めた場合には、当社が求めたものを提出するものとする。
- 当社は、貸渡契約の締結にあり、借受人に対し、運転者の他に自身を証明する書類の提出を求め、提出された書類の写しをとることがあります。
- 当社は、貸渡契約の締結にあり、借受人又は運転者に携帯電話番号等の緊急連絡先の提示を求めるものとする。
- 当社は、貸渡契約の締結にあり、借受人に対し、クレジットカード・現金等の支払方法を指定することができます。

第8条（貸渡拒絶）

- 当社は、借受人又は運転者が次の各号に該当する場合は、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとする。
 - レンタルカーの運転に必要な運転免許証を有していないとき。
 - 酒気を帯びていると認められるとき。
 - 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等呈していると認められるとき。
 - チャイルドシートがないとも関わらず、6才未満の幼児を同乗させること。
- 第24条に定める当店の貸渡注意者リストに登録されているとき。
- 指定暴力団、指定暴力団関係団体の構成員又は関係者、その他社会的組織に属していると認められるとき。
- 当社の予約に引換え、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為若しくは言辞を用いたとき、又は合理的範囲を超える負担を課したとき。
- 約款を故意し、又は過失若しくは過失を用いて当社の借借用をき損し、又は業務を妨害したとき。
- 風説及び虚報により反復する若しくはかつを繰り返すこと。
- その他、当社が不適当と認めたとき。

第9条（貸渡契約の成立等）

- 貸渡契約は、借受人が貸渡契約書に署名をし、当社が借受人にレンタルカー（付属品を含む、以下同じ）を引渡したときに成立するものとする。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとする。
- 前項の引渡は、第2条の借受開始日時及び借受場所で行うものとする。

第10条（貸渡料金）

- 貸渡契約が成立した場合、借受人は当社に対して次に定める貸渡料金を支払うものとする。
（貸渡料金とは、以下の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの金額又はその割合を先料金表に明示します。
（1）基本料金
（2）免責補償料
（3）オプション装備料
（4）その他の料金
）
- 当社は、貸渡料金を、第5条により予約を完了した後に改定したときは、借受人は予約完了時に適用された料金と貸渡時の料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとする。

第11条（借受条件の変更）

- 借受人は、貸渡契約の締結後、第7条の借受条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならないものとする。

第12条（点検整備等）

- 当社は、道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）及び第48条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタルカーを貸渡するものとする。
- 借受人又は運転者は、レンタルカーの貸渡にあたり、別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査を行い、レンタルカーに整備不良がないことを確認するとともに、レンタルカーが借受条件を満たしていることを確認するものとする。

第13条（貸渡証の交付・携行等）

- 当社は、レンタルカーを引渡したときは、地方運輸局運輸支局長、沖縄総合事務局陸運事務所長が定めた内容を記載した所定の貸渡証を借受人に交付するものとする。
- 借受人又は運転者は、レンタルカーの使用申、前項により交付を受けた貸渡証を携行しなければならないものとする。
- 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとする。
- 借受人又は運転者は、レンタルカーの返還とともに、貸渡証を当社に返還するものとする。

第4章 使用

第14条（借受人の管理責任）

- 借受人又は運転者は、レンタルカーの引渡を受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」という）、善良な管理者の注意をもってレンタルカーを使用し、管理するものとする。
- 借受人又は運転者は、レンタルカーを使用する際には、法令、約款、細則、取扱説明書、その他当社が提示する使用方法を遵守しレンタルカーを使用するものとする。

第15条（日常点検整備）

- 借受人又は運転者は、使用中、借受けたレンタルカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める日常点検整備を実施しなければならないものとする。

第16条（禁止行為）

- 借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとする。
 - 当社の承諾及び目的用途法に基づき許可等を受けることなくレンタルカーを自動車運送事業又はこれに類するものに使用すること。
 - レンタルカーを所定の使用目的以外に使用し又は第7条の運転者以外の者に運転させること。
 - レンタルカーを転賣し、第三者に使用させ又は他に担保行為に供する等の行為をすること。
 - レンタルカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは複製し、又はレンタルカーを改造若しくは変造する等その現状を変更すること。
 - 当社の承諾を受けることなく、レンタルカーを各種テスト若しくは競技（当社が競技に該当すると判断するものを含む）に使用し又は他者の牽引若しくは後押しに使用すること。
 - 法令又は公序良俗に反してレンタルカーを使用すること。
 - 当社の承諾を受けることなくレンタルカーについて損害保険に加入すること。
 - レンタルカーを日本国外に持ち出すこと。
 - 当社又は他の借受人に著しく迷惑を掛ける行為（レンタルカーの車内への物品等の放置、禁煙車両での喫煙行為等、レンタルカーの汚損等を含むがこれに限らない）を行うこと。
 - その他第7条の借受条件又は借受条件に違反する行為をすること。

第17条（違法駐車）

- 借受人又は運転者は、レンタルカーに關し、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、違法駐車後直ちに違法駐車をした地域を管轄する警察官署（以下「管轄警察署」という）に出頭し、自らの責任と負担で違法駐車に係る反則金及び違法駐車に伴うレッカー移動・保管・引取等の諸費用を納付する（以下「違反処理」という）ものとする。
当社は、警察からレンタルカーの違法駐車連絡を受けたときは、借受人又は運転者に行方不明となり、速やかにレンタルカーを移動させ、レンタルカーの借受期間満了時又は当社が指示する時までには管轄警察署に出頭して違反処理を行うよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとする。なお、当社は、レンタルカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタルカーを警察から引き取る場合があります。
当社は、前項の措置を行った後、当社の判断より、違反処理の状況を交通反則告知書及び納付書・領収証等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して繰り返し前項の指示を行うものとする。また、借受人又は運転者が前項の指示に従わない場合は、当社は、何らかの通知、催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタルカーの返還を請求することができるものとし、借受人又は運転者は、違法駐車をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うこと等と自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」という）に自署するものとする。
約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、借受人又は運転者は、当社が必須と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡契約の個人情報の取扱いを含む資料を提出することと必要ない場合を行う場合、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める明書書、自認書及び貸渡証等の資料を提出することに同意します。
- 借受人又は運転者がレンタルカー返却後に違反処理を行わなかった場合、当社が借受人若しくは運転者若しくはレンタルカーの探索に要した場合は、借受人は、当社が指定する期日までに、次に掲げる費用を当社に支払うものとする。
 - 放置反金相当額
 - 当社が定める駐車違反罰金（上記（1）放置反金相当額と併せ、以下「駐車違反金」という）
 - 探索費用及び車両管理費用
- 当社は、借受人が前項に基づき駐車違反金を当社に支払った後、当該駐車違反に係る罰金を納付し又は仮払を提呈する若しくは家庭裁判所の審判に付されたことにより、当社に放置反金が還付されたときは、駐車違反金を借受人に返還するものとする。

第18条（ドライブレコーダー）

- 借受人及び運転者は、レンタルカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとする。
 - 事故が発生した場合には、事故発生時の状況を確認するため。
 - レンタルカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況を確認するため。借受人及び運転者に対しては提供する際、サービスの品質向上のためマーケティング活動等に利用するため。
- 借受人及び運転者は、第17条のドライブレコーダーによって記録された情報について、当社が法令に基づき開示を求められた場合又は裁判所、行政機関その他の公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要限度でこれを開示することに同意するものとする。

第5章 返還

第19条（借受人の返還責任）

- 借受人は、レンタルカーを借受期間満了時まで所定の返還場所において返還するものとする。
- 借受人は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタルカーを返還することができないときは、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとする。

第20条（レンタルカーの確認等）

- 借受人は、当社と立ち合いのもとに、レンタルカーを通常の使用による劣化・摩耗又は借受人及び運転者の責に帰すべからざる事由により生じた損傷を除き、引渡時の状態で返還するものとする。
- 借受人は、レンタルカーの返還にあたって、レンタルカー内に借受人、運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとする。

第21条（レンタルカーの返還時期等）

- 借受人は、第11条により借受期間を延長したときは、変更後の貸渡期間に対応する料金から変更前の貸渡料金を差し引いた差額分を支払うものとする。
- 借受人は、第11条による当社の承諾を受けことなく借受期間を超過した後に返還したときは、前項の料金に加え、超過した時間に応じた超過料金の倍額の違約料を支払うものとする。

第22条（レンタルカーの返還場所等）

- 借受人は、第11条により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用（以下「回送費用」という）を負担するものとする。
- 借受人は、第11条による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタルカーを返還したときは、回送費用の倍額の違約料を支払うものとする。

第23条（レンタルカーが返還されなかった場合の措置）

- 当社は、借受人に次の各号のいずれかが該当するときは、刑事訴を先行等の法的手続きをとるものとする。
 - 借受期間が満了したにもかかわらず当社が返還請求に応じないとき。
 - 借受人の所在が不明である等、不返還と認められるとき。
- 前項各号の場合、借受人は、当社が借受人の探索及びレンタルカーの回収に要した費用等を当社に支払うものとする。

第24条（貸渡情報の登録と利用の合意）

- 約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、借受人の氏名・生年月日・運転免許証番号等を含む客観的な貸渡事実に基づく情報（以下「貸渡情報」という）が貸渡注意者リストに7年を超えない期間登録されることに同意するものとする。
 - 借受人又は運転者が、当社が指定する期日までに、第17条5項に定める駐車違反金を当社に支払わなかったこと。
 - 前条第1項各号に該当したとき。
- 約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、借受人は、次に掲げる事項に同意するものとする。
 - 貸渡注意者リストに登録された貸渡情報が、株式会社MIYAKO LEISURE倶楽部及び関連会社に利用されること。

第6章 故障・事故・盗難時の措置

第25条（レンタルカーの盗難）

- 借受人又は運転者は、使用中にレンタルカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとする。

第26条（事故）

- 借受人又は運転者は、使用中にレンタルカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小に関わらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置を受けるものとする。
 - 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社が指示に従うこと。
 - 前項の指示に基づきレンタルカーの修理を行う場合は、当社が認めした場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
 - 事故に關し、当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。
- 借受人又は運転者は、前項の指示に従った場合を除き、借受人は、事故発生時の賠償責任を負う場合、事故、盗難、故障、レンタルカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタルカーを利用できないことによる損害については料金表等に定めることによるものとし、借受人はこれを支払うものとする。
- 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとする。
- 当社は、事故発生時の状況を確認することと併せて、車載型事故記録装置が設置されている車両について衝撃が発生し、又は急制動がなされた場合等の状況を記録するものとする。
- 当社は、必要が認められる場合には、前項の記録を検査するなどの措置を受けるものとする。

第27条（盗難）

- 借受人又は運転者は、使用中にレンタルカーの盗難が発生したときその他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとする。
 - 直ちに最寄りの警察に通報すること。
 - 直ちに被害者等を含む当社に報告し、当社が指示に従うこと。
 - 盗難・被害に關し当社及び当社の契約保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第28条（使用不能による貸渡契約の終了）

- 借受期間中において故障・事故・盗難その他の事由（以下「故障等」という）によりレンタルカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとする。
- 借受人は、前項の場合、レンタルカーの引取及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとする。但し、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りではないものとする。
- 故障等が貸渡前記に存した故障、不具合その他レンタルカーが借受条件に適合していないことに起因する場合は、借受人は当社から代替レンタルカーの提供を受けることができるものとする。なお、代替レンタルカーの提供条件については、第5条第3項を準用するものとする。
- 借受人又は運転者は、前項の指示に従った場合を除き、借受人は、受領済みの貸渡料金を全額返還するものとする。なお、当社が代替レンタルカーを提供できない場合も同様とします。
- 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責めにも帰することができない事由より生じた場合は、当社は、受領済みの貸渡料金から、貸渡前から貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとする。
- 借受人は、本条に定める措置を除き、レンタルカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとする。但し、故障等が当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除きます。

第7章 賠償及び補償

第29条（借受人による賠償及び営業補償）

- 借受人又は運転者は、賠償及びレンタルカーの使用に關し、借受人又は運転者が当社のレンタルカーに損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。但し、借受人及び運転者の責めに帰することができない事由による場合を除きます。前項により借受人が損害賠償責任を負う場合、事故、盗難、故障、レンタルカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタルカーを利用できないことによる損害については料金表等に定めることによるものとし、借受人はこれを支払うものとする。
- 借受人又は運転者は、借受けたレンタルカー（第37条の規定に基づき代理賃料を受け付けているレンタルカーを含みます）の使用中に關し、借受人又は運転者の故意又は過失により第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- 前項事項は、借受人が賠償責任を負う場合、事故、盗難、故障、レンタルカーの汚損・臭気等による損害については、第37条法律第15(5)条第2条に基づき貸渡業者が指定された貸渡書（以下「激減賠償書」という）に定める賠償について、当社が当該激減賠償書に指定された事項において不可抗力により発生し、且損し、又はその他の被害を受けたレンタルカーに係るもの等損害については、借受人又は運転者に故意又は重大な過失があった場合を除き、借受人又は運転者は、その損害を賠償することに要しないものとする。

第30条（保険）

- 借受人が約款及び細則に基づく賠償責任を負うとき及び運転者が前条第3項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約により、次の限度内の保険金が給付されます。但し、その保険約款の免責事由に該当するときはこの保険金は給付されません。
(1)対人補償 1名につき無制限（自賠責保険を含む）
(2)対物補償 1事故につき無制限（免責額5万円）
(3)車両補償 1事故につき時価まで（免責額5万円）
(4)人身傷害補償 1名につき3000万円まで
- 保険金が給付されない損害及び前項の定めにより給付される保険金額を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。
- 当社が前項に定める借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。
- 第1項に定める保険金の免責額に相当する損害については、借受人が予め当社に免責補償料を支払ったときは当社の負担とします。但し、その免責補償料の支払いがないときは借受人の負担とします。
- 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額は貸渡料金に含まず。

第8章 解除

第31条（貸渡契約の解除）

- 当社は、借受人が借受期間中に約款及び細則に違反したときは、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金から、貸渡から解除までの期間に対応する貸渡料金および契約解除による損害賠償額を差し引いた残額があるときはこれを借受人に返還するものとします。

第32条（同意解約）

- 借受人は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡から解除までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた金額を解約手数料として受領するものとします。
- 借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を当社に支払うものとします。
解約手数料＝（予定借受期間に対応する基本料金）－（貸渡から返還までの期間に対応する基本料金）

第9章 雑則

第33条（相殺）

- 当社は、約款及び細則に基づき借受人に金銭債務を負担するときは、借受人が当社に負担する金銭債務といつても相殺することができるものとします。

第34条（消費税）

- 借受人は、約款及び細則に基づく取引に課せられる消費税（地方消費税を含みます。）を当社に対して支払うものとします。

第35条（遅延損害金）

- 借受人及び当社は、約款及び細則に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6％の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第36条（代理貸渡事業者）

- 当社に代わって他の事業者がレンタカーの貸渡を行なう場合（当該事業者を「代理貸渡事業者」という）には、約款中の「当社」と定めるところは、「代理貸渡事業者」と読み替えることができるものとします。但し、「個人情報の取扱いについて」、第12条、第16条、第25条乃至第27条（但し、レンタカーの故障・事故・盗難等が生じた場合の連絡先は、当社及び代理貸渡事業者とする）、第39条に関する事項は除くものとします。

第37条（準拠法等）

- 準拠法は、日本法とします。
- 邦文約款と、英文その他邦文以外の約款に齟齬があるときは、邦文約款を優先するものとします。

第38条（重要事項の情報提供）

- 当社は借受人に対し、約款及び細則のうち、借受人の損害賠償責任及び営業補償責任の内容、当社の保険又は補償制度の内容及び条件並びに借受人が講ずべき故障、事故、盗難時の措置、違反駐車の場合の措置及び返還遅れとなる場合の措置等の重要事項について、貸渡前に明確かつ平易な表現で情報提供するよう努めるものとします。
- 借受人は、約款及び細則の内容について理解するよう努めるものとします。

第39条（約款及び細則の提示等）

- 当社は、当社のホームページなどで事前に告知したうえで、約款及び細則を改訂し、又は約款の細則を別に定めることができるものとします。
- 当社は、この約款及び細則を改訂し又は別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に提示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表及びホームページ上にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第40条（管轄裁判所）

- この約款、及び細則に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とします。

第5章 附則

第50条（附則）

- 本約款は、令和5年6月1日から施行します。

第51条（施行期日）